

# 第7次大阪府医療計画

(2018年度～2023年度)



©2014 大阪府もずやん

平成 30 (2018) 年 3 月

大阪府

**【医療機関(病院)の名称の記載について】**

第7次大阪府医療計画における医療機関の名称については、原則、医療法第7条に基づいて届けられた「正式名称」を記載しています。

**【各医療機関の医療機能(どのような医療を提供しているか)について】**

本編の中には、治療ごとの医療提供体制の状況についての記載(例：主要ながんの治療を実施する病院)がありますが、平成29年6月時点の情報が基本(疾患や治療内容等によって異なる場合があります)となっていますので、最新の情報については下記ホームページをご覧ください。

大阪府ホームページアドレス(第7次大阪府医療計画)

: <http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/keikaku/7osakahuiryokeikaku.html>

大阪府医療機関情報システム

: <http://www.mfis.pref.osaka.jp>

大阪府こころの健康総合センターホームページ「こころのオアシス」

: <http://kokoro-osaka.jp/>

## 2025 年を見据えた医療提供体制の確保に向けて

我が国では、世界に例のない高齢化が進んでおり、中でも大阪府は、高度成長期の人口流入等の影響により、高齢者数の大幅な増加が見込まれています。

超高齢社会の進展に伴い、とりわけ、団塊の世代のすべての方が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、増加・多様化する府民の医療ニーズに応じた、効果的かつ効率的で、切れ目のない医療提供体制の構築や医療と介護との連携促進が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、第7次大阪府医療計画では、可能な限り府民の皆様が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる社会の実現をめざす、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護等と連携した医療体制の充実を、基本的方向性としました。

また、日本は世界有数の長寿国です。人生100年時代の到来が叫ばれる中、誰もが心身ともに健康に生きる、健康長寿の社会づくりが求められています。本計画と同時に改訂・策定した「第3次大阪府健康増進計画」、「第3期大阪府がん対策推進計画」等の関連計画とも相互に連携し、医療提供体制の充実にあわせ、健康寿命の延伸にも取り組み、安心して暮らし続けることができる大阪の実現をめざします。

そのためには、本計画の取組状況について、地域や府民の視点から効果検証を行いながら、スパイラルアップしていく仕組みを機能させることが重要です。引き続き、大阪府の医療に関わる皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

今回の計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただいた大阪府医療審議会、各二次医療圏における保健医療協議会（地域医療構想調整会議）・関係懇話会・部会等の委員の皆様をはじめ、市町村、関係団体や府民の皆様方には、心からお礼を申し上げます。

平成30（2018）年3月

大阪府知事 松井 一郎

# 目 次

## 第1章 大阪府医療計画について

第1節	大阪府医療計画とは	3
第2節	医療制度と医療機関の受診	5
第3節	第6次計画の評価	8
第4節	第7次計画の基本的方向性	10

## 第2章 大阪府の医療の現状

第1節	医療圏	15
第2節	人口	19
第3節	人口動態	20
第4節	府民の受療状況	26
第5節	医療提供体制	31
第6節	特定機能病院	41
第7節	地域医療支援病院	43
第8節	社会医療法人	46
第9節	公的医療機関等	49
第10節	(地独)大阪府立病院機構	53
第11節	保健所	56
第12節	関係機関	58

## 第3章 基準病床数

第1節	基準病床数	63
-----	-------	----

## 第4章 地域医療構想

第1節	地域医療構想について	71
第2節	将来の医療需要と病床数の必要量の見込み	72
第3節	病床の機能分化・連携の推進にあたっての現状と課題	80
第4節	病床の機能分化・連携を推進するための施策の方向	87

## 第5章 在宅医療

第1節	在宅医療の特性	95
第2節	在宅医療の現状と課題	97
第3節	在宅医療の施策の方向	107

## 第6章 5疾病4事業の医療体制

第1節	がん	117
第2節	脳卒中等の脳血管疾患	131
第3節	心筋梗塞等の心血管疾患	143
第4節	糖尿病	155
第5節	精神疾患	168
第6節	救急医療	188
第7節	災害医療	200
第8節	周産期医療	212
第9節	小児医療	231

## 第7章 その他の医療体制

第1節	高齢者医療	249
第2節	医療安全対策	256
第3節	感染症対策	261
第4節	臓器移植対策	273
第5節	骨髄移植対策	277
第6節	難病対策	281
第7節	アレルギー疾患対策	288
第8節	歯科医療対策	294
第9節	薬事対策	299
第10節	血液の確保対策	304

## 第8章 保健医療従事者の確保と資質の向上

第1節	医師	309
第2節	歯科医師	314
第3節	薬剤師	316
第4節	看護職員（保健師・助産師・看護師（准看護師を含む））	318
第5節	診療放射線技師	325
第6節	管理栄養士・栄養士	327
第7節	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士	329
第8節	歯科衛生士・歯科技工士	332
第9節	福祉・介護サービス従事者	334
第10節	その他の保健医療従事者	338

## 第9章 二次医療圏における医療体制

第1節	豊能二次医療圏	345
第2節	三島二次医療圏	360
第3節	北河内二次医療圏	375
第4節	中河内二次医療圏	391
第5節	南河内二次医療圏	405
第6節	堺市二次医療圏	421
第7節	泉州二次医療圏	436
第8節	大阪市二次医療圏	453

## 参考資料

第7次大阪府医療計画【概要】	472
----------------	-----